



鳥取県公報

平成 24 年 6 月 19 日 (火)
第 8 4 0 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (449) (福祉保健課) 2
	生活保護法による診療所又は薬局の廃止の届出 (450) (〃) 2
	肥料の登録の有効期間の更新 (451) (くらしの安心推進課) 2
	ふ化業者の登録 (452) (畜産課) 2
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (453) (西部総合事務所県民局) 3
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (454) (会計指導課) 3
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (14) 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 4

告 示

鳥取県告示第449号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年 6 月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
小林薬局	倉吉市明治町1032-2	平成24年 5 月 7 日
すみよしファミリー薬局	米子市上後藤七丁目 1 -57	平成24年 5 月14日

鳥取県告示第450号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年 6 月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
山根医院	境港市元町122	平成24年 4 月30日
小林薬局	倉吉市明治町1032-6	平成24年 5 月 6 日

鳥取県告示第451号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項本文の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成24年 6 月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録の有効期間
鳥取県 第506号	乾燥菌体肥料	水産乾燥菌体肥料3号	窒素全量 6.0 りん酸全量 5.0	該当なし	社団法人境港水産加工汚水処理公社 境港市昭和町12-19	平成24年 7 月 1 日 から平成27年 6 月 30日まで

鳥取県告示第452号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年 6 月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	登録年月日	ふ化業者の名称、住所及び代表者の氏名	ふ化場の名称及び所在地
第 1 号	平成24年 6 月12日	(名称) 株式会社大山どり (住所) 米子市淀江町中間16- 2 (代表者の氏名) 代表取締役 島原 道範	(名称) 株式会社大山どり 孵卵場 (所在地) 米子市淀江町中間608

鳥取県告示第453号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成24年8月1日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年 6 月19日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日
平成24年 6 月 1 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人本の学校
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
永井 伸和
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市新開二丁目 3-10
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、著者から読者に至る人々に対して、読書活動の推進や、言葉・文字文化及び出版文化と、その産業の振興を図り、それを支える人々の学びの場を提供する事業を行い、読者と書店の視点に立って知の地域づくりと地域文化の創造と発展に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
総会における表決方法、総会議事録の作成方法及び理事会の開催方法

鳥取県告示第454号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成24年 6 月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務

インターネット上で売却した物品に係る入札保証金及び契約保証金の領収、一時保管及び払戻し並びに売却代金の領収に関する事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県会計管理者会計局会計指導課

課長 中西 紀夫

3 委任期間

平成24年6月11日から平成25年3月31日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第14号

平成24年第6回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成24年6月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

1 日時 平成24年6月26日（火） 午後2時

2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

3 議題

- (1) 鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及び選挙長の職務代理者の選任について
- (2) その他

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

アグスタ式AW109S P型ヘリコプター型式移行訓練業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 被訓練者数

ア 操縦士 2名

イ 整備士 2名

(4) 履行期限

平成 25 年 2 月 28 日（木）

(5) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 21 年鳥取県告示第 717 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がその他の委託等の研修業務に登録されている者であること。
なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成 24 年 7 月 12 日（木）午後 5 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。
- (3) 平成 24 年 6 月 19 日（火）から同年 7 月 23 日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) この公告に示した業務（以下「委託業務」という。）を確実に履行できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先
〒680-8520 鳥取市東町一丁目 271
鳥取県警察本部警務部会計課予算係
電話 0857-23-0110（代）
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当
電話 0857-26-7433
- (3) 入札説明書の交付方法
（1）の場所で平成 24 年 6 月 19 日（火）から同月 29 日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。
なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に（1）の担当部局へ電話により請求すること。
- (4) 郵便等による入札
可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
平成 24 年 7 月 23 日（月）午後 2 時（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月 20 日（金）午後 5 時までとする。）
鳥取市東町一丁目 271
鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎 2 階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合すること及び入札説明書に示す委託業務が履行可能であることを確認する書類を、4 の（1）の場所に平成 24 年 7 月 10 日（火）午後 5 時までに提出し、

2 の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第 123 条第 3 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。